

発議第1号

令和2年3月23日

愛西市議会議長 鷺野聡明 殿

議会運営委員会
委員長 鬼頭勝治

愛西市議会委員会条例の一部改正について

愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、新たに部を設置する等のため改正する必要があるからである。

愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例

愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表2 建設福祉委員会の項中「健康福祉部」を「健康子ども部、保険福祉部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。